

「新たな食料情勢に応じた国際的枠組みについて－中間取りまとめ－」についての
意見・情報の募集結果について

平成 2 1 年 6 月 1 6 日
農林水産省大臣官房国際部

「新たな食料情勢に応じた国際的枠組みについて－中間取りまとめ－」について、平成 2 1 年 3 月 2 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間、農林水産省ホームページに掲載すること等を通じて、広く国民等から意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、4 件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見と御意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

今回の意見募集に関し、貴重な御意見をお寄せ頂き、誠に有難うございました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

問合せ先

農林水産省大臣官房国際部国際協力課

電話：03-3502-8111（内線3510）

「新たな食料情勢に応じた国際的枠組みについて－中間取りまとめ－」についての意見・情報の募集結果について

寄せられた御意見等の概要	御意見等に対する見解
<p>国際的な食糧援助において、WFPの活動を援助していくことは重要であるが、日本においては自国の戦略的食糧支援活動を進めていくべきであり、政府は食糧支援目的のNGOに対して、設立の援助や、活動資金の補助を行うべきである。加えて、政府からNGOへの人的派遣も検討してはどうか。*</p> <p>また、国内においてNGOがミニマムアクセス米を落札し、それをもって戦略的に国際食糧支援を行うことは、政府関係ではできないが、NGOであればこれが可能になるのではないか。*</p>	<p>開発途上国で活動しているNGOに対する補助・助成は、当省の海外農林業協力NGO等活動促進事業を始め、外務省やJICAの事業において各種存在し、食糧支援目的のNGOについて審査が通れば、補助・助成の対象となります。ODAへのNGOの参加の重要性はODA大綱にも謳われており、国とNGOが協力して開発途上国における農業技術協力を進めることは重要であることから、必要に応じて、NGOとの交流も検討していきます。</p> <p>また、NGOが国内のミニマムアクセス米を購入して輸出を行うことは可能ですが、これまで実績はありません。</p>
<p>国内農業者に対する生産意欲喚起が大切であり、米、畑作、酪農に従事している担い手へのサポートや誘導が大切ではないか。その際、10年後をイメージできる様な施策が必要である。特に、国内の農畜産物が国民に正しく認知され、価値が見直されることが大切であり、国産農畜産物の消費拡大に向けた取組も必要ではないか。</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化等により、農業の生産構造のぜい弱化が進行する中で、力強い農業構造を構築していくためには意欲ある担い手を育成していくことが重要です。このため、認定農業者等の担い手の経営安定や発展を図るため、土地利用型については水田経営所得安定対策を講ずる一方で、果樹・野菜・畜産などの品目別の経営安定対策を講じるとともに、金融、予算、税制等の各種施策を集中的・重点的に実施し、農業の体質強化を図っているところです。</p> <p>また、</p> <p>①米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する観点から、食育推進リーダー向けの学習会、体験型の展示等を実施するといった食育の取組や</p> <p>②直売所における地場農産物の販売や学校給食における地場農産物の使用など、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要な地産地消の取組を推進することによって米、野菜、果物等の国産農畜産物について国民に正しく理解してもらうよう努めているところであり、それらの取組によって、国産農畜産物の消費拡大を推進しています。特に、国内で自給可能な農産物である米の消費拡大が図られるよう、米需要の実態やその変化に対応し、消費拡大運動の対象の明確化・重点化や新規需要の開拓等を推進しているところです。</p> <p>一方において、長期的にみた施策の観点から、現在、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて取り組んでいるところであり、将来的に我が国の食料自給率をどの程度まで向上させていくかについて等、実現可能性や国民負担なども含めて今後詳細に検討していく必要があると考えています。</p>

<p>飲食店で発生する大量の生ごみを飲食店自らがたい肥化し、水耕栽培の屋上農園を作って循環利用することがビジネスモデルとして成功すれば、我が国の農業に貢献することから、屋上農園の整備に対して国として助成できないのか。</p>	<p>屋上農園において、水耕栽培を御検討されているとのことですが、農林水産省では、野菜の競争力強化を目指す観点から水耕栽培施設の設置に対する支援を行っているところで す。 もともと、園芸用ハウスの整備に対しては、既に普及が進んだ簡易なパイプハウスについては補助対象外としており、モデル性の高い「低コスト耐候性ハウス」及び「省エネルギーモデル温室」についてのみ補助対象としているところです。 詳細につきましては、農林水産省生産局生産流通振興課(03-6744-2113)までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、食品廃棄物を堆肥化することはバイオマスの利活用の一つであり、農林水産省ではこのようなバイオマスの利活用を推進する助成制度として「地域バイオマス利活用交付金」を措置しています。 本交付金は、基本的には、市町村が策定するバイオマスタウン構想に基づき、バイオマスの変換施設等を整備することにより、農業等の振興が図られる取組に対し支援を行うものです。具体的には個別の事業計画に基づき判断させていただくこととなります。 こちらに関する詳細につきましては、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課(03-3502-8466)までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>TABLE FOR TWOプログラムなどは浸透してきていると感じるが、途上国への食料の再分配が必要な中、国内の家庭用ごみ処理機などから生成される肥料を、政府が途上国の農業用に買い取るなどの仕組みがあれば、日本人の意識向上、環境対策(Co2削減)になるだけでなく、途上国への肥料としての再分配に役立つのではないかと。</p> <p>また、日本国内においては米による年金の現物支給などがあるとしても良いのではないかと。年金生活者が選択できることは必要であるが、日本人の主食である米を年金の一部として受け取ることにより、①国際的な食糧備蓄への貢献(各家庭が備蓄)、②減反、転作の見直し、③世代間の社会保障格差の削減に繋がることが期待される。</p>	<p>農林水産省においては、食品の売れ残りや食べ残しにより、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しているところとす。 しかしながら、家庭生ごみ等から生成される肥料は、 ①製品の重量、容積が大きい一方で、含有される肥料成分の割合が小さいこと(有効肥料成分当たりの物流コストが膨大) ②製品に含まれる肥料成分の種類や量は、生ごみの種類等に由来することから、製品ごとの肥料成分のばらつきが大きいこと ③油や塩分等の作物の生育に悪影響を及ぼす成分が含まれる可能性が高いこと 等の問題があることが、一般に指摘されています。 このような肥料を再利用すること自体は有益であるが、費用対効果の面からみると地域内で有効に活用されるべきものであり、多大な経費をかけて輸送し利用するようなものではないと考えています。従って、肥料としての性能や支援効果の面からみれば、ご提案のような対応は現実的ではないものと考えます。</p> <p>また、米による年金の現物支給についての御意見ですが、米の消費量が昭和37年の半分に減少しているため、今の国民の消費量であれば水田の6割で生産できてしまいます。そのため、水田全体で主食用米を作れば、価格は下がり、農業所得は下がり、農業で生活している大きい農家も経営が成り立たなくなります。 一方において、世界の食料需給が中長期的にひっ迫するおそれがある中で、日本の自給率は40%となっていることから、水田の4割で自給率の低い大豆・麦等を作っていたら、主食用米の需給バランスをとるとともに、自給率の向上にもつなげるため、生産調整を行ってきたところとあります。 以上のような状況において、相当量の余剰米を生産するために減反・転作を見直し、この余剰米を政府が買い上げて、年金の現物支給に充てるなど社会保障の一環として活用するというのはいくつかの案ではありますが、そのためには多額の税金が必要であり、実現困難ではないかと考えます。</p>